

排水設備の設計，設置，構造及び施工に関する基準

倉 敷 市

(令和3年4月1日改定)

目 次

第1章 排水設備の範囲	1
第2章 排水設備の基本的要件	1
第3章 排水設備の種類	2
第4章 下水の種類	2
第5章 排水設備の設計基準	3
1 屋内排水設備	3
2 屋外排水設備	4
第6章 排水設備の設置及び構造基準	4
1 屋内排水設備	4
(1) 排水系統	4
(2) トラップ	5
(3) 水洗便所	5
(4) 阻集器	5
(5) 床下集合排水システム	5
(6) ディスポーザ排水処理システム	6
(7) 排水槽	6
(8) 排水管	7
(9) 通気管	7
(10) 排水管と通気管の使用材料	8
2 屋外排水設備	8
(1) 管きよの構造	8
(2) 排水管の管底の算出方法	8
(3) 排水管の内径及び勾配	8
(4) 土かぶり	9
(5) 排水管使用材料	9
(6) 管きよ	9
(7) 継手	10
(8) ますの設置箇所	10
(9) ますの材質	10
(10) 汚水ますの深さ及び形状	10
(11) ふた	11
(12) トラップます	11
(13) 雨水ます	11
(14) 屋外に設置する衛生器具(ガーデンパン等)の排水	11
(15) 学校や公園等に設置する屋外の手洗い場等の排水	11
(16) 屋外に設置する洗濯機の排水	12
(17) プール及び池の排水	12
(18) ドレン排水	12

第7章 排水設備施工基準	12
1 屋内排水設備	12
(1) 排水管及び通気管の施工について	12
2 屋外排水設備	13
(1) 管きよの施工について	13
(2) ますの施工について	13
(3) 排水設備と取付管との接続について	14
(4) 浄化槽の処置	14
(5) 半地下家屋等の浸水対策	15
(6) 誤接続対策	15
第8章 工場・事業場排水について	15
参考文献	15

第1章 排水設備の範囲

排水設備は下水道法第10条において、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよ、その他の排水施設」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないものである。なお水道法では、水道の末端設備すなわち給水装置については「配水管から分岐して設けられた給水管及び給水用具」（水道法第3条第9項）と規定しており、給水用具は、給水栓及び水洗便所のタンク内のボールタップを含むとしている。このことから、汚水を排除する排水設備の範囲については、水道の給水用具を受ける設備、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。

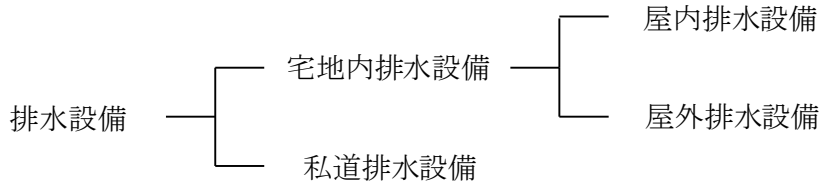
ただし、水洗便所のタンクは機能上便器と一体となっているため、排水設備として扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。雨水を排除する排水設備は、雨水を受ける設備すなわち屋内の場合はルーフトレン又は雨樋から、屋外の場合は排水管、排水溝又は雨水ますからとする。

第2章 排水設備の基本的要件

公共下水道の管路施設や処理施設等がいかに完全に整備されても、排水設備が遅滞なく設置されなければ、各家庭や事業所等の下水が地表に停滞したり、往来の水路を流れたりして、浸水の防除や生活環境の改善ができず、公衆衛生の向上等に寄与するという下水道の目的を達成することができなくなる。この排水設備は、排除すべき下水を円滑かつ速やかに流下させるとともに、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

第3章 排水設備の種類

排水設備の種類は次のとおりとする。



排水設備は、設置場所によって宅地内に設ける宅地内排水設備と、私道内に設ける私道排水設備に分け、さらに宅地内排水設備は、建物内に設置する屋内排水設備と建物外に設置する屋外排水設備に分類する。

屋内排水設備は、汚水については屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備とする。

屋外排水設備は、汚水ます及び雨水ます又は屋外に設ける排水管から公共下水道（取付ます、雨水ます、その他）に至るまでの排水設備とする。

第4章 下水の種類

下水には汚水と雨水とがあるが、各々を分類すると次のとおりである。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下水	汚水	生活又は事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
			湧水
	雨水	自然現象に起因	降雨，雪解け水

下水とは、下水道法第2条において、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下、「汚水」という。）又は雨水をいう。」と規定しているが、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。

また、下水を性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

この下水を汚水と雨水に区分し例示すると、次のとおりとなる。

1 汚水

- (1) 水洗便所からの排水
- (2) 台所、風呂場、洗面所及び洗濯場からの排水
- (3) 屋外洗場等からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- (4) 冷却水
- (5) ドレン排水
- (6) プール排水
- (7) 地下構造物からの湧水
- (8) 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- (9) その他雨水以外の排水

2 雨水

- (1) 雨水
- (2) 地表水（地上に流れ出てくる湧水）
- (3) 雪解け水
- (4) その他の自然水

第5章 排水設備の設計基準

1 屋内排水設備

- (1) 排水系統は、排水の種類、用途、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。
- (2) 建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるように、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。
- (3) 大きな流水音、異常な振動、排水の逆流などが生じないものとする。
- (4) 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適正であり排水系統に正しく接続されたものとする。

- (5) 排水系統と通気系統が適切に組み合わせられたものとする。
- (6) 排水系統，通気系統ともに，十分に耐久性を有し維持管理が容易にできるものとする。
- (7) 建築工事，建築設備工事との調整を十分に行う。

2 屋外排水設備

- (1) 排水を計画している敷地及びその利用計画，建物の用途や規模，周辺の道路（公道・私道の確認），隣地との境界線，他人の土地の借用の要否，土地の形状や起伏等を確認する。
- (2) 排除方式は，公共下水道の排除方式（分流式・合流式）に関わらず分流式で施工するものとする。特に合流式で雨水を取付ますに接続する場合は，汚水と雨水を別系統で取付ますに接続させるものとする。
- (3) 工場・事業場排水は，一般の排水と分離した別系統で取付ますに接続することが望ましい。
- (4) 敷地内の既存の排水施設の有無，位置，管径，構造，材質，利用の可否等を調査する。また敷地内の埋設物（水道管，ガス管等），浄化槽，便槽，井戸，植木，池，建物の土台等の位置，構造も合わせて調査する。
- (5) 排水管の配管経路は取付ます（汚水・雨水）その他排水施設の位置，屋内排水設備からの排出箇所，敷地利用状況（将来計画を含む），敷地の地形，他の建築付帯設備の設置状況等を考慮し定める。
- (6) 配管は施工及び維持管理のうえから，できるだけ建物，池，植木等の下を避ける。
- (7) 構造等は，法令，条例等の基準に適合し，かつ円滑な排水機能を有するものとする。

第6章 排水設備の設置及び構造基準

1 屋内排水設備

(1) 排水系統

排水系統は，屋内の衛生器具の種類及びその設置位置に合わせて汚水，雨水を明確に分離し，建物外に確実に，円滑かつ速やかに排除されるよう定める。また，必ずしも汚水排

水系統（大便器，小便器，汚水流し及びビデ等）と雑排水系統（洗面器，流し類及び浴槽等）の二系統に分離した排水系統で施工する必要はない。ただし，維持管理，施工管理及び建設コスト等を十分に考慮して排水系統を決定する。

（２） トラップ

ア トラップとは，封水の機能によって排水管又は公共下水道からガス，臭気，衛生害虫などが器具を経て屋内に侵入するのを防止するために設ける器具又は装置であり，衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

イ トラップの封水深は50mm以上100mm以下とし，封水を失いにくい構造とする。

ウ トラップは，他のトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から，二重トラップにならないようにする。

エ ベルトラップ（わんトラップ）は封水深が50mmより少ないものが多く，ベル状部が簡単に外れトラップの機能を失いやすいので，維持管理ができる場合に限り器具トラップとして設置することができる。

（３） 水洗便所

ア 水洗便所に設置する便器及び付属器具は，洗浄，排水，封水等の機能を保持したものととする。

イ 大便器の排水管の内径は75mm以上を標準とするが，配管方法により便器の封水を破壊する恐れのある場合は，通気管を設けるか内径を100mm以上とする。

（４） 阻集器

ア 油脂，ガソリン，土砂，その他下水道施設の機能を著しく妨げ又は排水管等を損傷する恐れのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は，阻集器を設ける。

イ 営業用厨房及びこれに準ずる施設にはグリース阻集器を設置する。なお，グリース阻集器の選定基準は「グリース阻集器（SHASE-S217）」（社団法人 空気調和・衛生工学会）に準ずる。

（５） 床下集合排水システム

ア 各衛生器具に接続した排水管が床下に設置した排水ますや排水管に集中して接続させる排水システムは必ず通気を確保し，保守，点検，補修，清掃が容易にできるよう建築物に十分なスペースを確保する。

イ 床下点検口は集合ますの近くに設置する。

(6) ディスポーザ排水処理システム

ア ディスポーザ排水処理システムとは、粉砕した生ごみを宅内に配置した排水処理部で処理してから公共下水道に流す処理システムをいう。

イ 排水処理装置のない単体ディスポーザは設置できない。

ウ 「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（公益財団法人 日本下水道協会）に基づいて公益財団法人日本下水道協会に規格適合評価及び製品認証を受けたものを設置することができる。

(7) 排水槽

ア 排水槽はその規模等にもよるが汚水、雑排水、湧水は各々分離するのが望ましい。

イ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上、環境上十分な考慮をする。最小管径は50mmとする。

ウ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とする。

エ 悪臭の発生原因となる恐れのある排水槽には、ばっ気・かくはん装置又は低水位の排水をするために排水用補助ポンプを設けるか、あるいは排水槽の容量を小さくするために即時排水型排水槽を設ける。

オ 槽内部の保守点検用マンホール（密閉型ふた付き内径600mm以上）を設ける。点検用マンホールは2箇所以上設けるのが望ましい。

カ 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定することが望ましい。また、満水警報装置を設ける。

キ 底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって15分の1以上10分の1以下の勾配をつける。排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定する。ただし、ばっ気・かくはん装置を設置する場合の始動・停止水位は、その機能を確保できる位置を設定する。

ク ポンプ施設には逆流防止機能を備える。

ケ 排水の流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設けるのが望ましい。

(8) 排水管

ア 排水管の管径は器具トラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。

イ 排水管は、排水立て管(※1)、排水横枝管(※2)いずれの場合も、排水の下流方向の管径を縮小しない。

※1 排水立て管

1本以上の排水横枝管からの排水を受けて、排水横枝管に排除する立て管(鉛直又は鉛直と45°未満の角度で設ける管)をいう。

※2 排水横枝管

1本以上の器具排水管からの排水を受けて、排水立て管又は排水横主管(※3)に排除する横管(水平又は水平と45°未満の角度で設ける管)をいう。

※3 排水横主管

建物内の排水を集めて屋外排水設備に排除する横管、建物外壁から屋外排水設備のますまでの間の管もこれに含める。

ウ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。

エ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の管径以上とし、どの階においても、建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。

オ 地中又は、地階の床下に埋設する排水管の管径は、50mm以上が望ましい。

カ その他については「給排水衛生設備基準・同解説」(社団法人 空気調和・衛生工学会)及び「下水道排水設備指針と解説」(公益財団法人 日本下水道協会)に準ずる。

(9) 通気管

ア 通気管は排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにし、サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護し、排水管内の流水を円滑にする目的で設置するものであり、排水系統に各個通気、ループ通気、伸頂通気方式などを適切に組み合わせた通気管を設ける。特殊通気継手(ソベント継手、セクスチア継手、集合管継手等)を使用した伸頂通気方式の施工にあたっては、各特殊継手の使用条件を遵守する。

イ 通気管の管径、勾配等は「給排水衛生設備基準・同解説（SHASE-S206）」（社団法人 空気調和・衛生工学会）及び「下水道排水設備指針と解説」（公益財団法人 日本下水道協会）に準ずる。

(10) 排水管と通気管の使用材料

ア 屋内配管には、配管場所の状況や排水の水質等によって、鋳鉄管、鋼管等の金属管やプラスチック管等の非金属管又は複合管を使用する。

イ 地中に埋設する管は、建物や地盤の不等沈下による応力や土壌による腐食を受けやすいため、排水性、耐久性、耐震性、経済性、施工性などを考慮して適したものを選択し、原則として規格及び標準仕様に適合したものを使用する。

（JIS－日本産業規格，JSWAS－日本下水道協会規格，JWWA－日本水道協会規格等）

2 屋外排水設備

(1) 管きよの構造

暗きよとする。ただし雨水のみの排除はこの限りではない。

(2) 排水管の管底の算出方法

ア 排水管の埋設深さは敷地の地盤高，取付ますの深さを考慮し，最長延長の排水管の起点ますを基準として管路延長，勾配によって下流に向かって計算する。

イ 排水管の延長は，管路延長とし，ますの深さ，排水管の管底の計算は管路延長により行う。

(3) 排水管の内径及び勾配

通常，屋外排水設備の設計では，個々に流量計算を行って排水管の管径及び勾配を決めることはせずに，次表の基準によって決める。

ア 汚水のみを排除する排水管

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 mm）	勾 配
1 5 0 未満	1 0 0 以上	1 0 0 分の 2 以上
1 5 0 以上 3 0 0 未満	1 2 5 以上	1 0 0 分の 1. 7 以上
3 0 0 以上 5 0 0 未満	1 5 0 以上	1 0 0 分の 1. 5 以上
5 0 0 以上	2 0 0 以上	1 0 0 分の 1. 2 以上

イ 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管

排水面積 (単位 m ²)	排水管の内径 (単位 mm)	勾 配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1500未満	200以上	100分の1.2以上
1500以上	250以上	100分の1以上

ウ 管内流速は掃流力を考慮して0.6～1.5m/sの範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/sとすることができる。

エ 市長が特別の理由があると認めた場合は、排水管の内径及び勾配は前記の表以外でも認める。しかし、下水道法施行令第8条の規定により排水管の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とする。

(4) 土かぶり

排水管の土かぶりは原則として200mm以上とするが、荷重がかかる場合には防護、その他必要な措置を行う。

(5) 排水管使用材料

管の材質は水質、布設場所の状況、荷重、維持管理等を考慮し、原則として規格及び標準仕様に適合したものを使用する。一般的には硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管等が使用されている。

(6) 管きよ

ア 宅地内の最上流のトラップますから次の汚水ますまでの1スパンの排水管延長が3m未満であれば排水管管径75mmでの施工を可能とする。

イ 建物の直近にある雑排水の最上流のトラップますから宅地内排水主管までの継手接続の枝管延長は管径の60倍までの施工を可能とする。

(7) 継手

宅地内排水主管の汚水ますの直近での曲管継手の使用を認める。また、障害物等により、やむを得ない場合に限り、維持管理上支障のない範囲内で、ます間の中間1箇所で平面的に22° 1/2以内の継手の施工を可能とする。

(8) ますの設置箇所

ア 排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所とする。ただし、排水管の維持管理に支障のないときにはこの限りではない。

イ 排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲において排水管の維持管理上適切な箇所とする。

ウ 新設管と既設管との接続部で流水や維持管理に支障をきたす恐れのある箇所とする。

エ ますの設置箇所は、将来、構築物が設置される場所を避ける。

オ 便所からの汚水が上流に逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにますを下流に設置する。このような設置ができない場合は、ますにおける段差を十分(30mm以上)確保することが望ましい。

カ 分流式の汚水ますの設置場所は、浸水の恐れのないところとする。

(9) ますの材質

鉄筋コンクリート、コンクリート、ポリプロピレン、塩化ビニル製等不透水性なものとする。

(10) 汚水ますの深さ及び形状

製品名	内径 (単位 mm)	深さ (単位 m)
小口径汚水ます (塩化ビニル製)	150	0.8以下
	200	2.0以下
汚水ます (ポリプロピレン製)	300~450	2.0以下
小口径汚水ます (塩化ビニル製)	300	2.0を超える
汚水ます (コンクリート製取付ます型)	400	2.0を超える
	500	
1号マンホール 楕円マンホール	900	3.0を超える

(11) ふた

堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉ふたとする。また雨水ますは有孔ふた、無孔ふた、格子ふた等を設置場所や用途に応じて使用する。

(12) トラップます

ア 屋内排水設備の排水器具に器具トラップが設置され防臭が完全に行われている雑排水系統は、1 L型トラップます（下流側に90°エルボを付けたトラップます）又は汚水ますに接続する。

イ 1 L型トラップます、小口径トラップ付インバートます、ポリプロピレン製トラップ付インバートますの使用を認める。ただし、小口径トラップ付インバートますの使用にあたっては、トラップ側に掃除口を設置する。なお、小口径トラップ付インバートます、ポリプロピレン製トラップ付インバートますの使用にあたっては、二重トラップにならないように、屋内排水設備の器具トラップの設置状況を十分に確認する。

ウ 1 L型トラップますは内径300mm以上で深さは500mm以上とする。また封水深は50mm以上100mm以下とし、泥溜めは150mm以上とする。

エ 排水管を油分等で閉塞させないためにも、雑排水を受けるますとしては、1 L型（φ300）のトラップますを使用する。狭小地等でφ300のトラップますが設置出来ない場合、φ250のトラップますを設置し、φ250のトラップますも設置出来ない場合、宅内に器具トラップが無ければ小口径トラップ付インバートますを設置し、宅内に器具トラップがあれば、小口径インバートますを設置してもよい。また、建築条件等で上記を満たさない場合、別途協議すること。

(13) 雨水ます

雨水ますの底部には深さ150mm以上の泥溜めを設ける。

(14) 屋外に設置する衛生器具（ガーデンパン等）の排水

雨水が混入しないような措置を施し公共下水道に接続する。ただし、そのような措置が困難な場合は、使用者に洗剤等を使わないよう指示し、道路側溝等に接続する。

(15) 学校や公園等に設置する屋外の手洗い場等の排水

雨水が混入しないような措置を施し公共下水道に接続する。ただし、そのような措置が困難な場合は、使用者に洗剤等を使わないよう指示し、道路側溝等に接続する。

(16) 屋外に設置する洗濯機の排水

雨水が混入しない処置を施し公共下水道に接続する。

(17) プール及び池の排水

ア 公共下水道に接続する。

イ 雨水によるオーバーフロー水については、道路側溝等に接続する。

(18) ドレン排水

汚水に分類されるが、排出量が微量であるため、公共下水道又は道路側溝等への接続どちらでもよい。

第7章 排水設備施工基準

1 屋内排水設備

(1) 排水管及び通気管の施工について

ア 管種，継手類その他使用する材料は適正なものとする。

イ 新設の排水管等を既設の排水管等に接続する場合は，既設管等の材質，規格等を十分に調査する。

ウ 管の切断は，所定の長さ及び適切な切断面の形状を保持するように行う。

エ 管類を接続する前に，管内を点検，清掃する。また，必要があるときは異物が入らないように配管端を仮閉そくなどの処置をする。

オ 管類等の接続は，所定の接合材，継手類等を使用し，材料に適応した接合法により行う。

カ 配管は，所定の勾配を確保し，屈曲部等を除き直線状に施工し，管のたるみがないようにする。

キ 配管は，過度のひずみや応力が生じず，また，伸縮が自由であり，かつ地震等に耐え得る方法で，支持金物を用いて支持固定する。

ク 排水管，通気管はともに管内の水や空気の流れを阻害するような接続をしてはならない。

ケ 管が壁その他を貫通するときは，管の伸縮や防火などを考慮した適切な材料で空隙を充てんする。

- コ 管が外壁または屋根を貫通する箇所は、適切な方法で、雨水の進入を防止する。
- サ 水密性を必要とする箇所にスリーブを使用する場合、スリーブと管類とのすき間にはコールタール、アスファルトコンパウンド、その他の材料を充てん又はコーキングして、水密性を確保する。
- シ 壁その他に配管のために設けられた開口部は、配管後、確実に密着する適当な充てん材を用いて、ネズミ、害虫等の侵入防止の措置をとる。

2 屋外排水設備

(1) 管きょの施工について

- ア 掘削は遣り方等を用いて所定の深さに、不陸のないように直線状に行う。
- イ 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しがないようにし、管の勾配に合わせて、ていねいに仕上げる。
- ウ 地盤が軟弱な場合は砂利等で置き換え、目つぶしを施してタコ等で十分突固め、不
等沈下を防ぐ措置をする。
- エ 排水管は、遣り方に合わせて受口を上流に向け、管の中心線、勾配を正確に保ち、
下流から上流に向かって布設する。
- オ 排水管の継手はゴミ、泥等を除去、清掃後に密着して接続させ、漏水しないように
する。
- カ 埋戻しは、接合部の硬化を確認し、管の損傷・不等沈下の防止のため石やガラ等が
混入していない良質土で埋戻し、管が移動しないように両側を入念に突固めながら行
う。
- キ 車両等の通行がある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いるなど適切
な措置を講じる。

(2) ますの施工について

- ア コンクリート製のますは、切込み砂利又は切込み砕石を敷き均し十分突固めて厚さ
100mm程度の基礎を施す。
- イ ポリプロピレン、塩化ビニル製等ますは厚さ50mm程度の砂基礎を施す。
- ウ 汚水ますは、雨水の流入を避けるため地表面より低くならないように設置する。
- エ 有孔ふた及び格子ふたを使用する雨水ますは、ますの天端が地表面より少し低めに
なるように設置する。

- オ コンクリート製ますに集まる管きょの管口は、ますの内壁面でそろえ、モルタルでいねいに仕上げる。
- カ コンクリート製ますの側塊目地，調整ブロック目地ならびにますの内壁面上塗りは確実に施し，漏水しないようにする。
- キ インバートは半円形とし，表面は滑らかに仕上げ，インバートの肩は汚物が堆積しないよう，また水切りを良くするために適切な勾配を設ける。
- ク ポリプロピレン，塩化ビニル製等ますインバート部と排水管の接合は接続管の斜め切りや管端の食い違い等があると凹部ができ汚物の溜まりの原因となるので，管の切断を正確に行う。
- ケ ポリプロピレン，塩化ビニル製等ますの立上り部の下部及びインバート部受溝をきれいに拭き，砂，泥等を除去後インバート部受溝に専用接合剤を塗布する。さらに地下水位が高い場所では防水テープを併用し浸入水を防ぐ。
- コ ますの内部に水道管，ガス管，雨水管等を通さない。
- サ 車両等の荷重のかかる箇所では強固な構造とする。
- (3) 排水設備と取付管との接続について
- ア 排水設備と取付管の接続は取付ますで固着する。
- イ コンクリート製取付ますへの接続についてはインバート上流端の接続孔と下流端の管底高に食い違いが生じないようにする
- ウ コンクリート製取付ますへの段差接続についてはドロップますを設け，90°大曲エルボを使用して取付ますの管底に接続する。
- エ 塩ビ製小口径取付ます（φ200mm）への接続は勾配的に接続可能な位置にホルソーで穴をあけて接続する。なお，ホルソー受口については何箇所でも接続してよいが，反対側から排水が流入しない位置でホルソー接続しなければならない。また，ホルソー受口を施工した際に，排水管が取付ますに出てこないように必ず切管調節すること。
- (4) 浄化槽の処置
- ア 不用になった浄化槽は，産業廃棄物となるので原則撤去する。
- イ 雨水タンク等として直接再利用する場合や撤去すると周辺にある工作物が傾いたり，損傷を生じることが明らかな場合などは撤去しなくてもよい。

(5) 半地下家屋等の浸水対策

半地下家屋等の周辺の地盤面より低い家屋は、豪雨時に下水道管からの逆流等に対して必要な検討を行い施工する。

(6) 誤接続対策

分流式の排水設備の設計・施工に当たっては、汚水管きょや汚水ますへの雨水侵入等の誤接続に十分注意する。

第8章 工場・事業場排水について

下水道の機能を正常に維持するため、工場・事業場排水を公共下水道へ放流する際には、下水道法及び下水道条例で水質規制が定められている。また、下水道へ接続する工場・事業場の情報を下水道事業管理者が把握するため、特定施設及び除害施設を設置等する事業者には、届出等が義務付けられている。詳細については下水普及課に協議すること。

参考文献

- ① 「下水道排水設備指針と解説」：公益社団法人 日本下水道協会
- ② 「グリース阻集器 SHASE-S 217」：社団法人 空気調和・衛生工学会
- ③ 「給排水衛生設備基準・同解説 SHASE-S 206」：社団法人 空気調和・衛生工学会
- ④ 「下水道のためのディスプレイ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」：
公益社団法人 日本下水道協会